別表第十四号の11中「第51条の11の２の５第３項」を「第51条の11の２の10第３項」に、「第103条の２第20項」を「第103条の２第23項」に改める。

別表第十五号中「別表第十五号」を「別表第十五号（第51条の12関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）」に改める。

別表第十六号中「第103条の２第39項」を「第103条の２第42項」に、「同条第41項」を「同条第44項」に、「第103条の２第40項」を「第103条の２第43項」に改める。

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第二条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「第百三条の二第十二項各号」を「第百三条の二第十四項各号」に、「第十四条各号」を「第十三条各号」に改め、同条第二号中「第百三条の二第十三項第一号」を「第百三条の二第十五項第一号」に改める。

附　則

この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。

○財務省令第七十四号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十二号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の三十二の三第十五項の規定に基づき、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の十九第十一項及び第十二項中「第三十九条の三十二の三第十四項」を「第三十九条の三十二の三第十五項」に改め、同項第一号中「第三十九条の三十二の三第十二項」を「第三十九条の三十二の三第十三項」に改める。

附　則

この省令は、投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十四号）の施行の日から施行する。

○文部科学省令第二十七号

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第二百九十三号）の施行に伴い、及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十五条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年九月三日

文部科学大臣　下村　博文

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和三十九年文部省令第二号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第七条第二号を次のように改める。

二　採択地区協議会を設ける市町村の教育委員会にあつては、採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）附則第二条第一項の場合においては、この省令による改正前の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第七条第二号の規定は、なおその効力を有する。

告示

○総務省告示第三百七号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第五十一条の九の四ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に定める無線局及び周波数の幅を次のように定め、平成二十六年十月一日から施行する。

平成二十六年九月三日

総務大臣　新藤　義孝

無線局	周波数の幅
設備規則第四十九条の十六に規定する特定ラジオマイク又は設備規則第四十九条の十六の二に規定するデジタル特定ラジオマイクの陸上移動局	当該無線局の無線設備が同時に発射することができる電波の周波数に対応するテレビジョン放送のチャンネル区分（四七〇MHzを超え七一〇MHz以下の周波数を六MHz幅に区分したものをいう。）の幅を合わせた周波数帯の帯域幅とする。

○総務省告示第三百八号

電波法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百三条の二第三十七項の規定により立入検査を行う職員の身分を示す証明書を次のとおり定め、平成二十六年十月一日から施行する。

なお、平成二十一年総務省告示第二百六号（立入検査を行う職員の身分を示す証明書を定める件）は、平成二十六年九月三十日限り、廃止する。

平成二十六年九月三日

総務大臣　新藤　義孝

（表面）

第　　号

納付受託者検査職員証明書

この証明書を携帯する職員は、電波法第103条の２第37項の規定により立入検査を行う権限を有する者であることを証する。

所　属

氏　名

交　付　　年　　月　　日

有効期限　　年　　月　　日

総　務　省　　印

（裏面）

電波法抜粋

第103条の２第37項　総務大臣は、第27項から前項までの規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第103条の２第38項　前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

備考　大きさは、縦６センチメートル、横９センチメートルとする。